

外郭団体のあり方に関する指針

平成29年12月8日 制定

令和6年4月1日 改定

船橋市

1 策定の趣旨

本市においては、厳しい財政状況に対応するため、人件費の削減等とともに外郭団体の見直しを含めた行財政改革に取り組んできた。

外郭団体は、本市と密接な連携を図りながら、公的サービスの提供に重要な役割を果たしてきた。だが、昨今では官から民へという公的サービスの担い手の移行・拡大傾向が明確になる中で、市民団体や民間企業による、従来、外郭団体の担ってきた分野への参入も増加し続けており、外郭団体を取り巻く環境は変化し続けている。また、平成20年には公益法人制度改革関連3法が施行され、各団体は法人としての今後のあり方を決定し、対応する必要があった。

こうした社会経済情勢の変化を受け、平成20年に「外郭団体の見直しに関する指針」を策定し、1の社団法人と10の財団法人について存在意義の検証から始め、市の関与のあり方や運営を見直し、公益法人改革への対応を行った。その結果、4法人を解散し、残りの7法人について公益法人認定を受けた。

この結果を踏まえ、本指針により本市における外郭団体のあり方を明らかにし、市が各団体の経営状況等を正確に把握し、適正な指導監督を行うことを通じて、団体自らが積極的に将来像の確立や経営の見直しに取り組んでいくものとする。

2 本市における外郭団体

外郭団体は、福祉、文化、スポーツ、レクリエーション等の市民ニーズにこたえ、民間企業体の経営感覚を活かしたサービスを提供する行政の補完的役割を有している。

本指針は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの25%以上を出資又は出捐している以下の7団体を対象とする。

| 種別 | 団体名 |
|--------|----------------------|
| 公益社団法人 | 船橋市清美公社 |
| 公益財団法人 | 船橋市医療公社 |
| | 船橋市生きがい福祉事業団 |
| | 船橋市公園協会 |
| | 船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター |
| | 船橋市福祉サービス公社 |
| 株式会社 | 船橋都市サービス |

3 外郭団体の今後の方向性

(1)存在意義の検証

公益法人制度改革に伴い、対応が必要な外郭団体について抜本的な見直しを行ったところである。今後も時代の変化に応じて、事業の必要性・存在意義等とともに、外郭団体が適切かどうかの検討を行っていく。

(2)経営のさらなる健全化

役職員の適正配置や事業内容の点検などを自主的に行い、自立性、効率性、安全性を高め、経営の健全性を保っていく。

(3)運営の透明化

理事等への第三者の登用を進めるとともに、個人情報の保護に留意しながら積極的な情報公開に努める。また、必要に応じて外部の専門家を活用するなど、監査体制を強化する。

4 市の関与のあり方

(1)人的関与

職員派遣の必要性を再検討し、団体の自主性・自律性の確保と団体職員の意欲向上を図るため、派遣職員の適正化に努める。

(2)財政的関与

補助金等について、必要性を十分に勘案して補助対象経費の明確化を図り、補助金の適正化に努める。

(3)経営状況等の把握と評価、指導監督

各団体所管課は毎年度財務状況等について報告を受け、別添評価シートを参考に経営の健全性について評価するものとする。

評価の結果、現在又は将来の経営の悪化や健全性の喪失等が判明した場合には、所管課は適宜指導監督を行う。なお、株式会社は、営利を目的とした事業遂行のため専門的な経営が行われていることから、経営の独立性（自主性・自立性）を損なわないよう留意し、適切な助言を行う。

5 情報公開

(1)団体による情報公開

各団体においては、船橋市情報公開条例の趣旨にのっとり、団体の透明性を確保するため積極的な情報公開に努めるものとする。

(2)市による情報公開

情報公開について団体を指導するとともに、市による経営状況等の評価や人的、財政的関与状況について、積極的に公表するものとする。

【法人名】 団体の概要

作成基準日： 年 月

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-----|--------|----|-------|---|
| 代表者名 | | 設立年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 所在地 | 船橋市 | 所管課 | 部 | 課 | |
| 基本財産 | 千円 | うち市出資金 | 千円 | 市出資割合 | % |
| 設立目的 | | | | | |

2 役職員

(単位：人)

| | 区分 | 人数 | うち市派遣等 | うち市 OB |
|-----------|-----|----|--------|--------|
| 役員 (監事含む) | 常勤 | | | |
| | 非常勤 | | | |
| 職員 | 常勤 | | | |
| | 非常勤 | | | |

3 財務概況 (決算額) ※株式会社は、() 内の項目

(単位：円)

| | 年度 | 年度 | 年度 |
|-------------------------|----|----|----|
| 経常収益 (売上総利益+営業外収益) | | | |
| 経常費用 (販売費及び一般管理費+営業外費用) | | | |
| 当期経常増減額 (経常利益) | | | |
| 資産合計 | | | |
| 負債合計 | | | |
| 正味財産合計 (純資産合計) | | | |
| 市補助金 | | | |
| 市委託料 | | | |

4 主要な実施事業

※事業費は 年度 (前年度) 決算額 (単位：円、%)

| 事業名 | 事業内容 | 事業費※ | うち市支出 | 依存率 |
|-----|------|------|-------|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

5 情報公開

| | |
|---------|---|
| HP アドレス | |
| 公開情報 | <input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 役員名簿 <input type="checkbox"/> 財務状況 <input type="checkbox"/> 職員数・職員給与 |

公開情報はHPで公開しているものを■とすること。

6 共通指標

(単位：%)

| | 指標 | 年度 | 年度 | 年度 |
|-----|---------|----|----|----|
| 自立性 | 補助金依存率 | | | |
| | 受託事業収入率 | | | |
| | 自主事業比率 | | | |
| 効率性 | 人件費比率 | | | |
| | 管理費比率 | | | |
| 安全性 | 自己資本比率 | | | |
| | 流動比率 | | | |
| | 固定長期適合率 | | | |

<各指標の算出方法>

補助金依存率：(市補助金収入/総収入) × 100 受託事業収入率：(市受託事業収入/総収入) × 100

自主事業比率：(自主事業費/事業費) × 100 人件費比率：(人件費/総支出) × 100

管理費比率：(一般管理費/総支出) × 100 自己資本比率：(自己資本/資産合計) × 100

流動比率：(流動資産/流動負債) × 100

固定長期適合率：{固定資産/ (自己資本+固定負債)} × 100

<各指標の基準>

補助金依存率：より低い方が好ましい 受託事業収入率：より低い方が好ましい

自主事業比率：より高い方が好ましい 人件費率：より低い方が好ましい

管理費比率：より低い方が好ましい 自己資本比率：より高い方が好ましい

流動比率：200%以上が好ましい 固定長期適合率：100%未満が好ましい

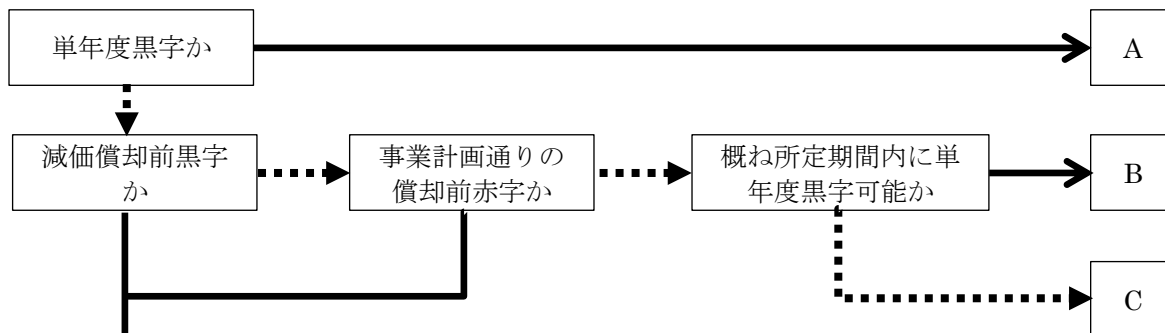
7 市による評価結果

| | |
|----------------|--|
| 経営状況についての予備的診断 | A：経営努力を行いつつ事業を継続 B：経営改善が必要 C：抜本的な経営改善が必要 |
| 今後の方向性 | |

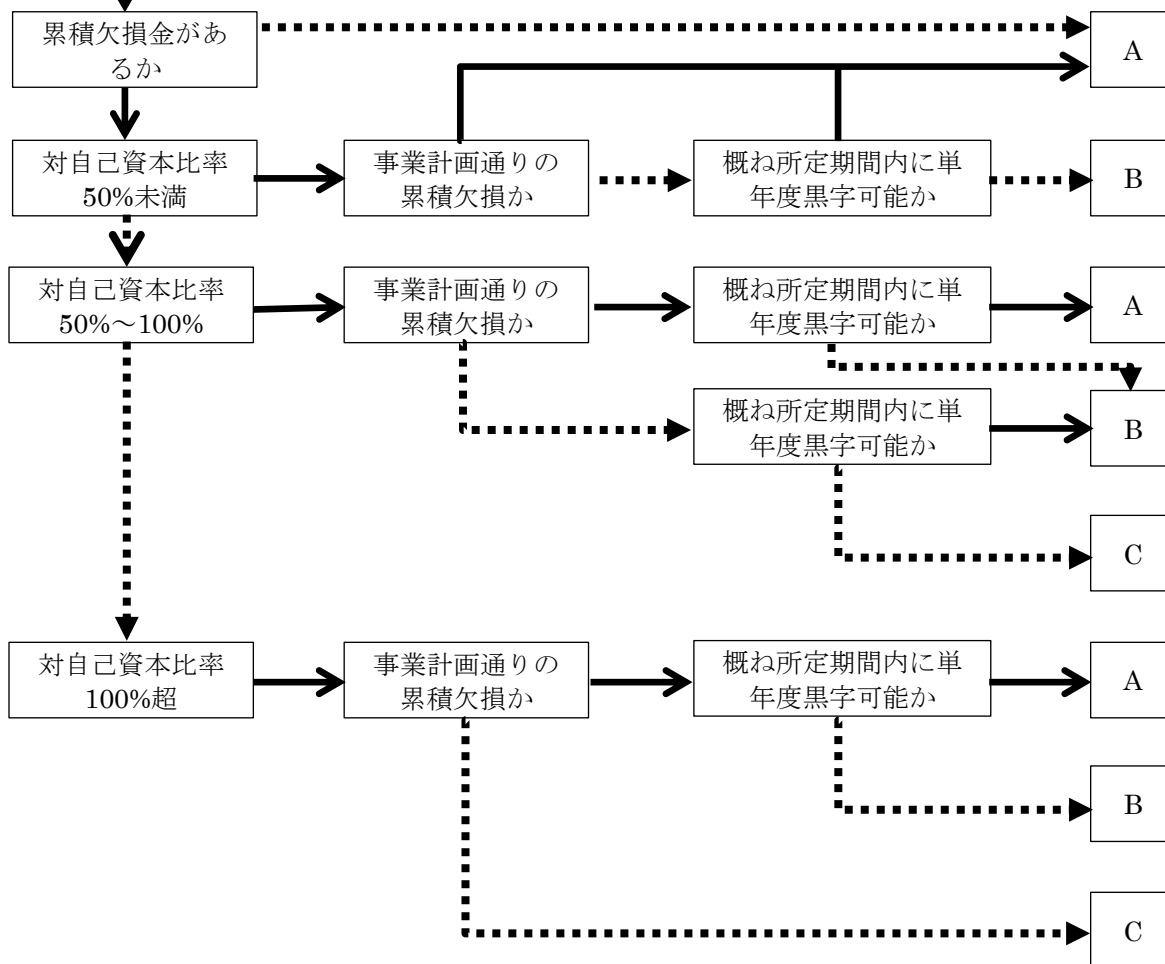
経営状況についての予備的診断フロー

はい： → いいえ： ...→

【正味財産増減計算書（損益計算書）から診断】



【貸借対照表から診断】



評価について

- A：経営努力を行いつつ事業を継続
- B：経営改善が必要
- C：抜本的な経営改善が必要

※評価結果について、連続して3年間C判定の場合、統廃合を含めた検討を行うものとする。

累積欠損金について

公益法人会計基準による法人については、一般正味財産（基本財産への充当額を除く）を累積欠損（余剰）金とする。